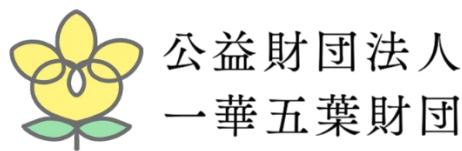


# 令和5(2023)年度事業報告書

(令和5(2023)年8月30日～令和6(2024)年7月31日)

-一般財団法人期間分-



## I. 基本方針

### (1) 児童の福祉向上

児童養護施設等は、家庭の事情や問題により親元から離れて生活している子供たちのための施設である。当財団は助成金を通じ、施設の設備改善や教育・医療・福祉サービスの向上などを通じて、児童の福祉を向上させることを目的する。

### (2) 心身の健全な成長支援

児童養護施設等で生活している子供たちは、家庭環境の変化やストレスを抱えることがあり、当財団は助成金を通じ、心身の健全な成長をサポートするためのプログラムや活動を充実させることを目指す。

### (3) 教育支援

児童養護施設等で生活する子供たちの教育を支援することも重要な目的であり、当財団は助成金を通じ、学習環境の整備や学習支援プログラムの充実、及び進学・就職支援などの活動を充実させることを目指す。

### (4) 透明性と公正性の確保

公益法人に求められるガバナンス体制を構築し、奨学金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

## II. 事業活動

当財団は、困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立を支援する事業を行い、児童福祉の充実と向上に寄与することを目的とし、次の事業を行った。

### 1. 児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業

児童養護施設等が、子ども達のための教育活動として、助成対象期間内に実施される設備等の購入や活動の費用の助成を行った。

#### (1) 募集概要

##### ① 募集期間

令和5(2023)年10月1日から令和5(2023)年11月30日まで

##### ② 募集対象

令和5(2023)年8月1日から令和6(2024)年7月31日までに実施される事業を対象とする。

##### ③ 応募資格

児童養護施設等が、児童の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環

境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とする。

例)・教育用のパソコンや情報通信機器の導入費用

④助成対象施設

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター

⑤助成金額

事業予算の範囲内で1件上限50万円とし、助成額により上限は変動することがある。

(2) 応募結果

①応募総数：76施設（うち12施設を助成対象として決定）

②助成金支給実績一覧（50音順）

施設名	事業内容	助成額（円）
愛育社	入所児童（主に幼児、小学生低学年）の寝具一式	480,115円
愛育社めばえ乳児院	ベビーベッド3台及びhugmo 午睡マット型IoTセンサー3台の購入	500,000円
子持山学園	電動自転車の購入、子ども用自転車の購入	345,884円
自立援助ホーム Ohana の家	児童の居室備品整備	344,980円
手まり学園	高尾の森わくわくビレッジ（プロジェクトアドベンチャー）	450,000円
七塙思恩園	①居住棟のガス給湯器交換 ②居住棟の床面ワックス剥離清掃	500,000円
名古屋文化キンダー Holt	施設内フットサルチームのユニホームのリニューアル	414,484円
名古屋養育院	児童用ミニキッチンの更新	365,000円
窓愛園	小規模グループにおける台所回り整備事業	365,880円
みのり園	自然・調理体験を含む、宿泊体験	500,000円
ゆりかご園	子どもの部屋へのルームエアコンの整備	297,880円
吉敷愛児園	学習机、椅子の購入	500,000円
合計		5,064,223円

### （3）選考スケジュール

下記の日時にて助成先の選考及び決議を行った。

#### ① 選考委員会

開催日時：令和5（2023）年12月18日 午前9時より開催

開催場所：遠隔会議システムを利用して実施（Zoom）

#### ② 理事会

開催日時：令和5（2023）年12月22日（決議省略にて実施）

提案日：令和5（2023）年12月18日

## III. 法人運営

### 1. 公益認定申請

令和5（2023）年10月20日に内閣総理大臣に対し、公益認定申請書を提出。

内閣府公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室 政策企画調査官の8か月間の審査を経て令和6（2024）年7月5日に同委員会の諮問を受け審議の結果、認定相当の判断を拝受し令和6（2024）年7月19日での答申にて、同委員会より内閣総理大臣に対し公益認定相当と公示され、令和6（2024）年8月1日に内閣総理大臣より公益法人として認定を受けた。

### 2. 理事会・評議会の開催

#### （1）理事会

① 開催日：令和5（2023）年9月7日（決議省略にて実施）

提案日：令和5（2023）年8月30日

第一号議事 令和5（2023）年度事業計画及び収支予算の件

第二号議事 選考委員選定の件

第三号議事 事務局長選任の件

② 開催日：令和5（2023）年10月7日（決議省略にて実施）

提案日：令和5（2023）年10月2日

第一号議事 内閣総理大臣へ公益認定申請承認の件

③ 開催日：令和6（2024）年5月18日（決議省略にて実施）

提案日：令和6（2024）年5月13日

第一号議事 定款変更の件

第二号議事 事務所移転の件

第三号議事 評議員会開催の件

④ 開催日：令和 6 (2024)年 7 月 1 9 日

開催場所：遠隔会議システムを利用して実施 (Z o o m)

第一号議事 令和 6 (2024)年度事業計画の件

第二号議事 令和 6 (2024)年度収支予算の件

報告事項 代表理事の職務執行状況報告

## ( 2 ) 評議員会

① 開催日：令和 6 (2024)年 5 月 2 6 日 (決議省略にて実施)

提案日：令和 6 (2024)年 5 月 1 8 日

第一号議事 定款変更の件

第二号議事 事務所移転の件

以上